

JACO事件

音楽CDの製作において、レコーディング工程で演奏を録音した者が「レコード製作者」であり、レコーディングされた音を編集（ミキシング）した者は「レコード製作者」にあたらないとされた事例。

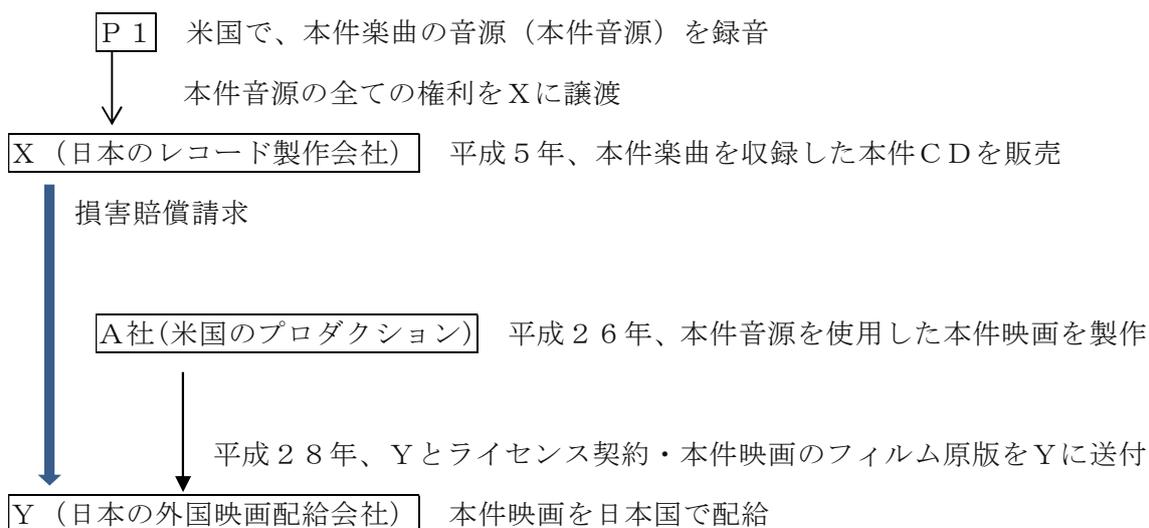
大阪地裁平二九（ワ）七八一、JACO事件、平三〇・四・一九判決

（判時二四一七・八〇）

参照条文 著作権法二条一項

事案の概要

本件は、レコード製作会社である原告Xが、外国映画の配給会社である被告Yに対して、Yが配給する映画（本件映画）のBGMとして、Xが販売する音楽CD（本件CD）に収録されている楽曲（本件楽曲）が使用されているとして、レコード製作者の権利（複製権）の侵害を理由に損害賠償を求めた事案である。Xが平成5年に販売を開始した「Holiday for Paris」と題する音楽CD（本件CD）には、著名なベーシストのジャコ・パストリアスによるベース演奏で構成される楽曲が8曲収録されており、そのうちの1曲である「BIRTH OF ISLAND」が本件楽曲である。なお、本件CDに収録された本件楽曲の演奏を録音した音源を「本件音源」という。その後、米国のプロダクションであるA社が平成26年に製作した映画「JACO」（本件映画）には、本件音源が2分弱のBGMとして使用されていたが、Yは、本件映画の日本における配給会社として、A社との間でライセンス契約を締結して、A社からフィルム原版の送付を受けた後、本件映画を全国数映画館で上映した。これらの過程で、Yは、本件映画を複製する中で本件音源を複製した。そこで、Xは、Yに対して、本件音源の使用につき許諾を与えていないとして本件映画の配給中止を求めたので、Yは本件映画から本件楽曲を削除した。その後、Xは、Yに対して、レコード製作者の権利（複製権）の侵害を理由として損害賠償を求めた。



判決の要旨

(3) Xによるレコード製作者の権利の原始取得の有無について

ア 前記のとおり、Xは、P 1 から取得した本件マスターテープ 1 の音源にミキシング等を行って、本件マスターテープ 2 を制作し、それに基づいて本件 CD を制作し、販売していると認められる（なお、Y は、X によるミキシング等の事実を争うが、演奏を録音したマスターテープが商業用レコードを製作するために不可欠なものであり、極めて重要な商業的価値を有することからすると、本件マスターテープ 2 を X が所持し、それに基づいて X が本件 CD を制作し、販売していることから、X によるミキシング等の事実を推認するのが相当である。）。

そして、X は、上記ミキシング等をしたことにより、自らが本件音源についてのレコード製作者であると主張する。

イ 著作権法 2 条 1 項 6 号は、レコード製作者を「レコードに固定されている音を最初に固定した者」と定義しているところ、「レコードに…音を…固定」とは、音の媒体たる有体物をもって、音を機械的に再生することができるような状態にすること（同項 5 号も参照）、すなわち、テープ等に音を収録することをいう。そうすると、レコード製作者たり得るためには、当該テープ等に収録されている「音」を収録していることはもとより、その「音」を「最初」に収録していることが必要である。

ところで、著作権法96条は、「レコード製作者は、そのレコードを複製する権利を専有する。」と定めているところ、ある固定された音を加工する場合であっても、加工された音が元の音を識別し得るものである限り、なお元の音と同一性を有する音として、元の音の「複製」であるにとどまり、加工後の音が、別個の音として、元の音とは別個のレコード製作者の権利の対象となるものではないと解される。

本件では、上記(2)の音楽CDの制作工程からすると、販売される音楽CDに収録されている最終的な音源は、ミキシング等の工程で完成するものの、ミキシング等の工程で用いられる音は、そこで初めて録音されるものではなく、既にレコーディングの工程で録音されているものである。そして、レコーディングの工程により録音された音を素材としてこれを組み合わせ、編集するというミキシング等の工程の性質（上記(2)イ及びウ）からすると、ミキシング等の工程後の楽曲において、レコーディングの工程で録音された音が識別できないほどのものに変容するとは考え難く、現に、本件マスターテープ2に収録されている音が、本件マスターテープ1に収録されている音を識別できないものになっているとは認められない。そうすると、本件音源についてのレコード製作者、すなわち本件音源の音を最初に固定した者は、レコーディングの工程で演奏を録音した者というべきであるから、Xがミキシング等を行ったことによりそのレコード製作者の権利を原始取得したとは認められない。

これに対し、Xは、ミキシング等の工程後の楽曲は、レコーディングの工程で録音された音とは全く別物になり、その楽曲こそが販売されるレコードの音であるから、レコード製作者はミキシング等の工程を行った者であると主張する。確かに、ミキシングの工程は、楽曲の仕上がりやサウンドを大きく左右する重要な工程であって、多額の費用を投下する場合もあると考えられる。しかし、前記のとおりミキシング等は、レコーディングの工程で録音されたマルチチャンネルの音を組み合わせ、編集するものであって、その目的上、元の音を識別できないほどに変容させることは考え難いから、Xの上記主張は採用できない。

解 説

- 1 Xが本件音源についてレコード製作者の権利を原始取得するか。
 - (1) 本訴の請求原因は著作権でも実演家の権利でもなくレコード製作者の権利（著作96条）ですから、原告Xがレコード製作者であるかが問題となりました。
 - (2) レコード製作者は、「レコードに固定されている音を最初に固定した者をいう」（著作2条1項6号）と定義されており、判決では、「レコードに音を固定」とは、音の媒体たる有体物をもって音を機械的に再生できる状態にすること、すなわちテープ等に音を収録することをいうとし、レコード製作者は「最初に」テープ等に音を収録した者をいうとしました。
 - (3) 判決は、日本レコード協会のHPを参照して、音楽CDの製作工程は、
 - ①レコーディング 楽曲を実演家が演奏しこれを複数のチャンネルに録音する。
 - ②ミキシング 次に、マルチチャンネルで録音された音をバランス良く曲ごとにミックスして音を完成させる。
 - ③マスタリング さらに、完成した各曲の音をCDの音に仕上げるために編集し、CDに含まれる情報とともにテープなどに記録することから成ることを確認しました。そして、通常は、レコーディングからミキシングまでの原盤製作が同一人により行われるので問題は生じませんが、本件では、レコーディングはP1が米国で行い、Xが、P1から取得したマスターテープ1の音源にミキシング等を行ってマスターテープ2を制作し、それに基づいて本件CDを制作しましたので、P1とXのどちらが「レコード製作者」であるかの問題を生じました。
 - (4) この点について、判決は、「ある固定された音を加工する場合であっても、加工された音が元の音を識別し得るものである限り、なお元の音と同一性を有する音として、元の音の「複製」であるにとどまり、加工後の音が、別個の音として、元の音とは別個のレコード製作者の権利の対象となるものではない」として、音楽CDの製作において、「レコード製

作者」はレコーディング工程で演奏を録音した者であり、ミキシング等を行ったXは「レコード製作者」にならないとしました。

2 Xが本件音源についてレコード製作者の権利を承継取得したか。

次いで、判決は、このようにXは「レコード製作者」ではないが、レコード製作者の権利を承継取得したとしました。すなわち、本件音源に係る演奏のレコーディングはP1により米国で行われたところ、その音源たる本件マスターテープ1の音源は、米国法により録音物として著作権で保護される（米国著作権法102条）とともに、日本法ではレコード製作者の権利として保護されます（日本の著作権法8条4号ロ）。そして、XはP1から全ての権利を独占的に譲受けているから、P1から、日本における本件マスターテープ1の音源についてのレコード製作者の権利を承継取得したとしました。

3 Yに過失があったか。

外国映画の配給会社であるYは外国映画が適切に権利処理をされているか否かを判断することは極めて困難であるとして、一般的な調査義務を否定しましたが、本件では、XからYに通知書を送付されたこと等によりYに過失を肯定し、上映期間が極めて短期間であったこと等から2万円だけ損害の賠償を命じました。

JACO事件

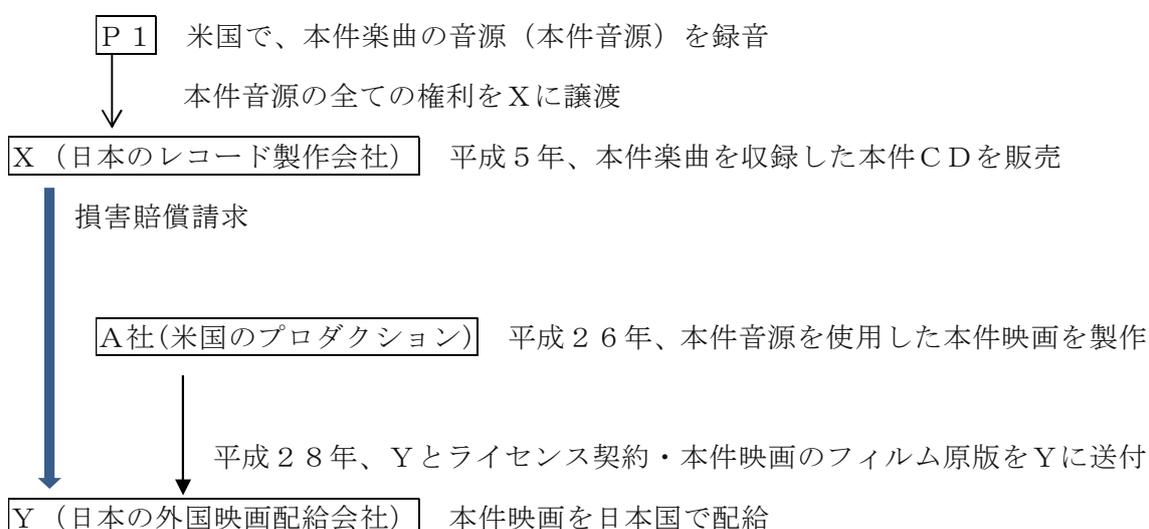
外国映画の配給会社に、映画に使用されている楽曲等に関する権利処理が完了しているか否かを確認するという一般的な注意義務を課するのは相当ではないが、合理的な疑いをもつ特段の事情のあるときは調査、確認の義務があるとして、外国映画の配給会社の過失を肯定した事例

大阪地裁平二九（ワ）七八一、JACO事件、平三〇・四・一九判決
（判時二四一七・八〇）

参照条文 著作権法二条一項

事案の概要

本件は、レコード製作会社である原告Xが、外国映画の配給会社である被告Yに対して、Yが配給する映画（本件映画）のBGMとして、Xが販売する音楽CD（本件CD）に収録されている楽曲（本件楽曲）が使用されているとして、レコード製作者の権利（複製権）の侵害を理由に損害賠償を求めた事案である。Xが平成5年に販売を開始した「Holiday for Paris」と題する音楽CD（本件CD）には、著名なベーシストのジャコ・パストリアスによるベース演奏で構成される楽曲が8曲収録されており、そのうちの1曲である「BIRTH OF ISLAND」が本件楽曲である。なお、本件CDに収録された本件楽曲の演奏を録音した音源を「本件音源」という。その後、米国のプロダクションであるA社が平成26年に製作した映画「JACO」（本件映画）には、本件音源が2分弱のBGMとして使用されていたが、Yは、本件映画の日本における配給会社として、A社との間でライセンス契約を締結して、A社からフィルム原版の送付を受けた後、本件映画を全国数映画館で上映した。これらの過程で、Yは、本件映画を複製する中で本件音源を複製した。そこで、Xは、Yに対して、本件音源の使用につき許諾を与えていないとして本件映画の配給中止を求めたので、Yは本件映画から本件楽曲を削除した。その後、Xは、Yに対して、レコード製作者の権利（複製権）の侵害を理由として損害賠償を求めた。



判決の要旨

一般に映画は音楽を初め多数の著作物等を総合して成り立つことから、それらの著作物等の権利者からの許諾については、映画製作会社において適正に処理するのが通常である。また、外国映画の配給会社に、その著作物等の一つ一つについて、本国の映画製作会社が権利者から許諾を受けているか否かを確認させることは、多大なコストと手間を必要とし外国映画の配給自体を困難にさせかねないこととなる。このことからすると、外国映画の配給会社において、配給のために映画を複製する場合に必ずこれに先立って、当該映画に使用されている楽曲等に関する権利処理が完了しているか否かを確認するという一般的な注意義務を課すのは相当ではないというべきである。一般社団法人外国映画輸入配給協会の会長の陳述書（乙11）において、外国映画の配給業界においては、外国映画における音楽原盤（レコード製作者）の権利処理については、本国の映画製作者等において権利処理済みであるということを前提とし、改めて権利処理の有無等を確認しないという実務慣行が確立しているとされていることは、この意味で肯認することができる。これに反するXの主張は採用できない。

もともと、本国の映画製作会社等が、ある楽曲の音源のレコード製作者の権利を有する者から適正な許諾を受けていないのではないかということ合理的に疑わせる特段の事情が存在する場合には、映画を複製することにより当該音源のレコード製作者の権利を侵害するという事態を具体的なものとして予見することが可能であるから、その場合には、これを打ち消すに足るだけの調査、確認義務を負う上、調査、確認を尽くしても上記疑いを払拭できないのであれば、当該音源を使用した当該映画の複製を差し控えるべき注意義務を負うと解するのが相当である。

解 説

- 1 本件において、P1がレコーディングをした音源をXがミキシングをして音盤を製作しましたが、レコード製作者はレコーディングをしたP1で

あって、ミキシングをしたXではないとされましたが、XはP 1 からレコード製作者の権利を承継取得したとされました。

- 2 次に、著作物が権利侵害であることを知らないで出版や頒布等をした者が過失責任を負うかという問題があります。たとえば、出版者が原稿に著作権侵害部分が含まれているか否かをチェックすることはほとんど不可能と思われるが、それでもそれとは知らずに印刷、出版したら責任を負うのかという問題です。従来判決例では、否定例（英訳平家物語事件、医学部助手論文事件、ぐうたら健康法事件、苦菜花事件。いずれも本書）もありますが、圧倒的に肯定例が多いです。本件は外国映画に関しますが、映画は多数の著作物から成り立っており、映画製作会社において権利処理をするのが通常であること、一つ一つ調査が必要とすると外国映画の配給自体を困難にすること、外国映画の配給業界における実務慣行から、Yには権利処理が完了しているか否かを確認する一般的注意義務はないとしており、従来裁判例より注意義務を課す範囲を限定的に解しています。そのうえで、権利処理が適切に行われていないことを合理的に疑わせる特段の事情があるときは調査確認の義務があるとし、本件ではXからの通知書が送付されたこと等により、本件音源の権利処理が完了していないのではないかと合理的に疑う事情があるとして、Yの過失を認めました。そして、本件音源の使用期間が極めて短期間であったこと等から 2 万円の損害賠償義務を認めました。